



# 化審法官報整理番号の調査

NITE講座2024 化学物質管理 ～基礎と実務のための関連法規制について～  
2024年12月11日(水) No.2【第2部】

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)  
化学物質管理センター化学物質同定課



# 本日の内容

1. 化審法の概要説明
2. 化審法官報整理番号の調査について  
(NITE-CHRIPでの検索方法、事例等)



# 本日の内容

## 1. 化審法の概要説明

## 2. 化審法官報整理番号の調査について (NITE-CHRIPでの検索方法、事例等)

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の目的

### 目的

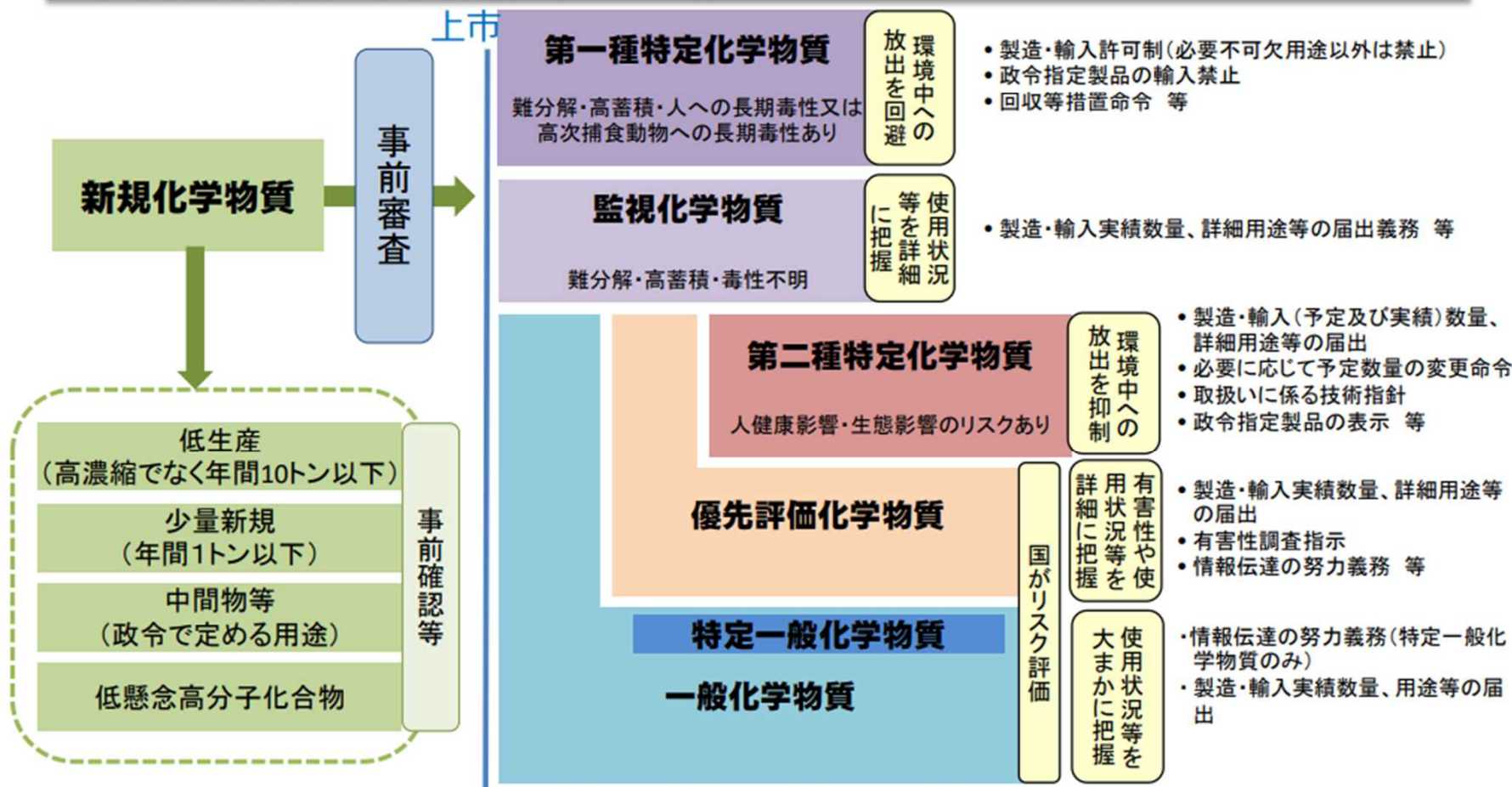
- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

### 概要

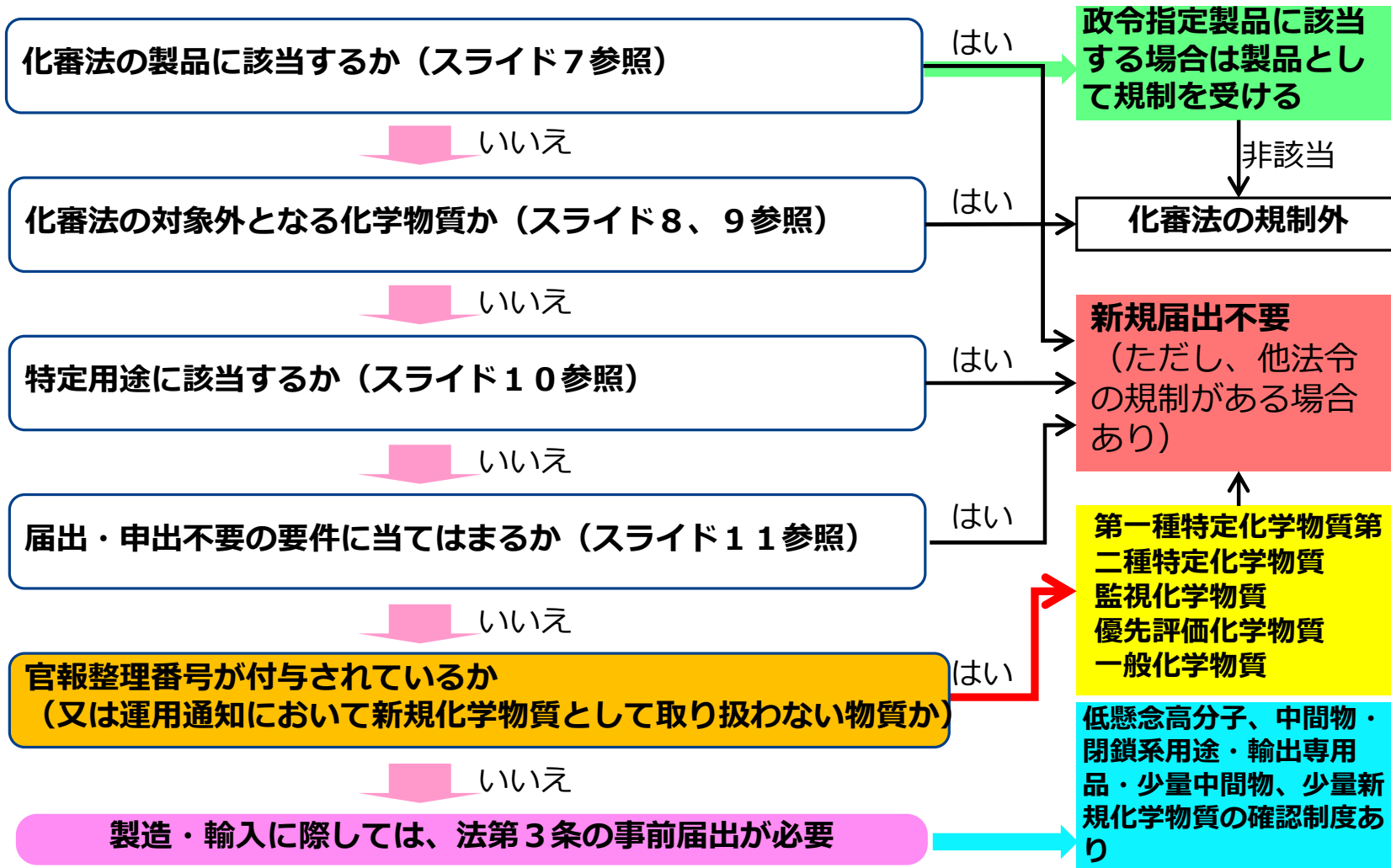
- 新規化学物質の事前審査  
→ 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- 上市後の化学物質の継続的な管理措置（既存化学物質のリスク評価など）  
→ 製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置  
→ 性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定  
→ 製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

# 化審法の体系

- 化審法は、化学物質の有する性状のうち、「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」といった性状や、環境中での残留状況に着目し、上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止することを目的としている。



# 化審法の新規化学物質に係る届出対象



# 化審法の新規化学物質に係る届出対象外となる場合①

「製品」に該当するか

**製品** 運用通知 1 (4)

以下に該当するものは「化合物」とはせず、「製品」として取り扱い、製品としての規制等の措置を受ける。

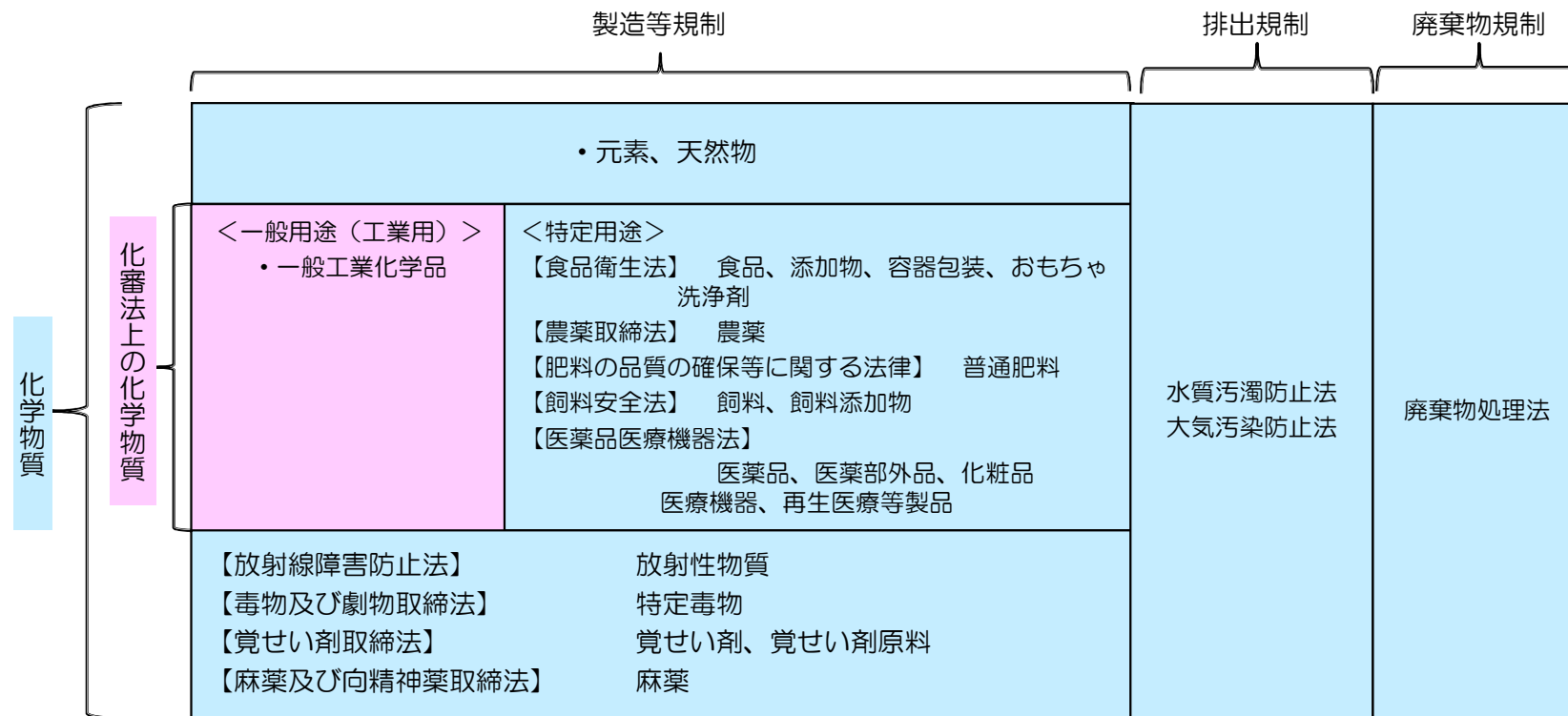
- ①固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの。
- ②必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売されうる形態になっている混合物。

例①：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム

例②：顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤

# 化審法の新規化学物質に係る届出対象外となる場合②

- 化審法における化学物質とは：元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物のこと。
- 化審法の対象となる化学物質：一般工業化学品に用いられる物質。（法第2条、第55条）  
 (※) 化審法と同等以上に厳しい規制（毒劇法に規定する特定毒物や用途に応じた他の規制（医薬品医療機器法に規定する医薬品等））等が講じられている場合は除く。





## 化審法の新規化学物質に係る届出対象外となる場合③

### (1) 元素 運用通知1 (1)

- ・ 1種類の原子からなるすべての状態（例：励起状態、ラジカル）の物質を元素という。
- ・ 合金は「元素」の混合物であり、「化学物質」の範囲外。

例：真鍮（CuとZnの混合物）

### (2) 化学反応 運用通知1 (3)

○飼育、栽培、培養等の行為自体は自然界において起こる場合に該当し、化学反応を人為的に起こさせる行為としては扱わない。

○化学反応の及ぶところが局限されている場合又は生成物が廃棄物となり分離使用されることのない場合は、「起こさせることにより」には該当しない。

例：・生物体内から抽出等で得た生物体構成成分  
⇒「天然物」とみなされ化審法の対象外。

・生物体が生体外に排出した化学物質  
⇒「生物体構成成分」とはみなされず、化審法の対象。

## 化審法の新規化学物質に係る届出対象外となる場合④

### 特定用途に該当するか

「適用除外」の取り扱い（法第55条）

他法令において、化審法と同等以上の事前審査等が課せられている特定の用途に使用される化学物質については、第3条第1項の届出は必要ない。

#### 特定用途の具体例

- ・食品衛生法関係：食品、添加物、容器包装、おもちゃ、洗浄剤
- ・農薬取締法関係：農薬
- ・肥料の品質の確保等に関する法律：普通肥料
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律：飼料添加物
- ・薬機法関係：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具

- 新規化学物質を含む混合物であっても、その新規化学物質が特定用途に使用される化学物質の素材として、製造・輸入する限りは法第3条第1項の届出は必要ない。  
例：薬事法に基づき、化粧品成分として表示されている場合
- 特定用途に使用される化学物質又はその素材を得るための反応原料（中間体）は法第55条の適用を受けることはできず、それらが新規化学物質の場合は法第3条第1項の届出等が必要となる。

## 化審法の新規化学物質に係る届出対象外となる場合⑤

### 届出・申出不要とされる要件

#### ○届出等が必要ないもの

##### (1) 試験研究用として製造等行う場合（運用通知2-3）

試験、実験、研究、開発、検査等の用にその全量を供するものであること。また、テストプラントにより得られたものであっても、それらが試験、実験、研究、開発、検査等のために行われる限りにおいては試験研究用とみなす。

##### (2) 試薬として製造等行う場合（運用通知2-4）

化学分析、実験、試験研究、検査等に用いられるものであり、その判断は、原則として製造形態、荷姿等による。

#### ○社内中間物（運用通知2-2関係）

化学反応により得られた新規化学物質を中間物として全量使用する場合には、化審法における製造には当たらないものとし、法第3条に基づく届出の必要はない。

- ・同一事業所内で自社で消費。
- ・複数事業所移動も自社設備・装置を用いて自社で消費。

#### 中間物として使用するとは

- ①化学反応を起こさせることによりその全量を別の化学物質に変化させること
- ②得られたものが化合物ではなく製品である場合には中間物とはみなせず、当該規定の適用を受けることは出来ない

## 化審法官報整理番号の調査の必要性

化審法の製品に該当するか

No!

化審法の対象外となる化学物質か

No!

特定用途に該当するか

No!

届出・申出不要の要件に当てはまるか

No!

官報整理番号が付与されているか  
(又は運用通知において新規化学物質として取り扱わない物質か)

いいえ

事前届出が必要

新規化学物質の届出対象外の適用要件に該当しない場合、化学物質そのものについて「国内で製造・輸入ができる化学物質かどうか」、つまり

- ・官報公示整理番号が付与されているか  
あるいは
- ・運用通知の条文が適用できるか

を確認する必要があります。



# 本日の内容

1. 化審法の概要説明

2. 化審法官報整理番号の調査について  
(NITE-CHRIPでの検索方法、事例等)

## 化審法上の化学物質について

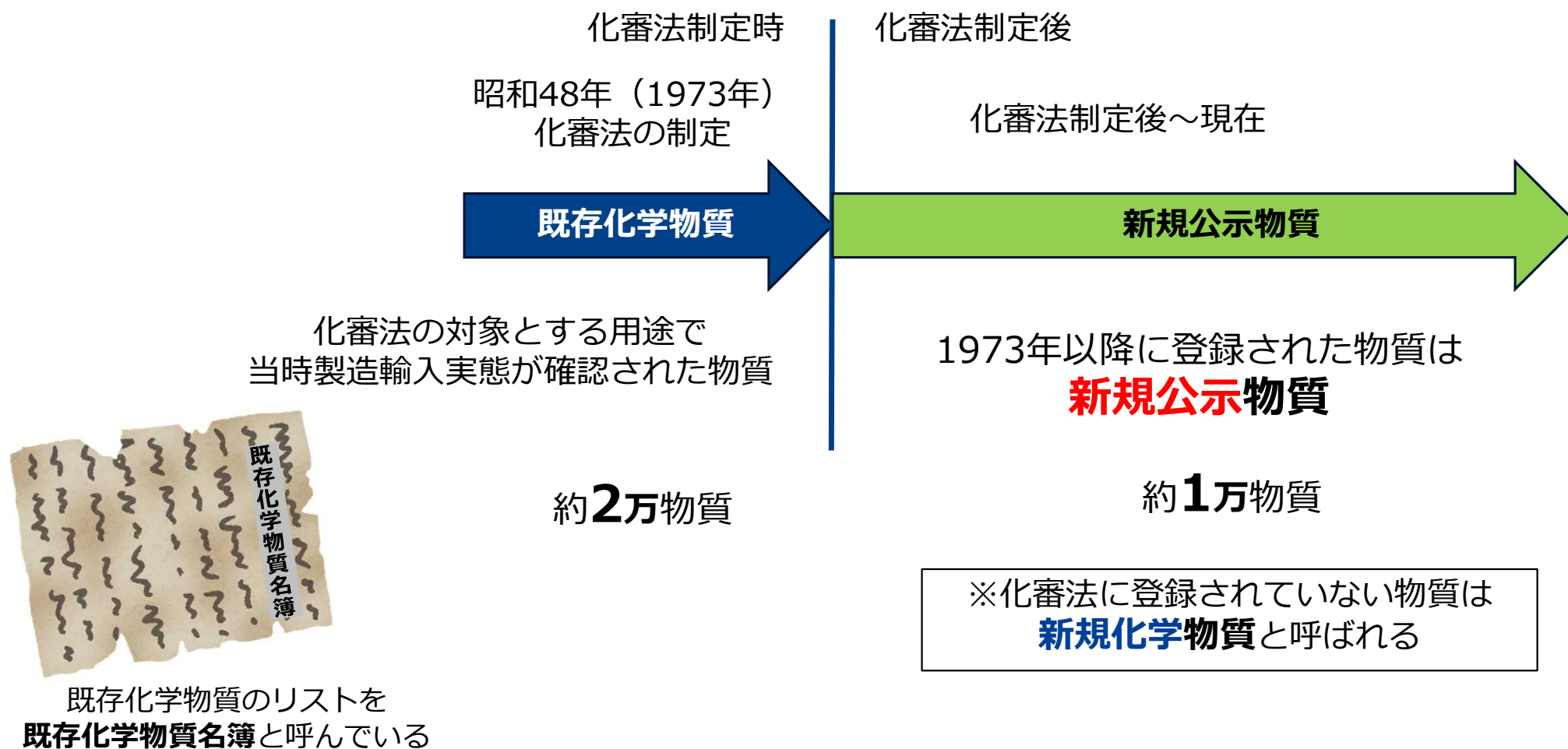
取り扱う化学物質が、化審法化学物質のいずれのカテゴリに該当するか確認する必要があります。

- 第一種特定化学物質
- 第二種特定化学物質
- 監視化学物質
- 優先評価化学物質
- 特定一般化学物質
- 新規公示化学物質
- 既存化学物質
- 旧第二種監視化学物質
- 旧第三種監視化学物質

- 包括的な名称
- 構造が特定できない名称
- 一部名称に誤字脱字がある

等が原因で、調査が困難な場合があります。

# 既存化学物質とは



## 化審法既存化学物質の類別番号

化審法官報整理番号は9種類に分類されており、既存化学物質は次の1類～9類のいずれかに該当します。

第1類	無機化合物	有機化合物でないもの
第2類	有機鎖状低分子化合物	分子内に環状構造を含まない有機低分子化合物
第3類	有機炭素単環低分子化合物	単独の炭素環を含む化合物
第4類	有機炭素多環低分子化合物	炭素のみで構成された環を含む3類以外の化合物
第5類	有機複素環低分子化合物	複素環を含む化合物（酸無水物、エポキシを含む。）
第6類	有機重合系高分子化合物	炭素-炭素二重結合の付加重合により製造される高分子化合物（オリゴマーを含む。）
第7類	有機縮合系高分子化合物	繰り返し単位をもつ高分子化合物（オリゴマーを含む。）のうち6類以外のもの
第8類	化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	天然物誘導体及び天然物と同一構造の化合物
第9類	医薬等の化合物	医薬等の化合物



## 既存化学物質における名称の注意点

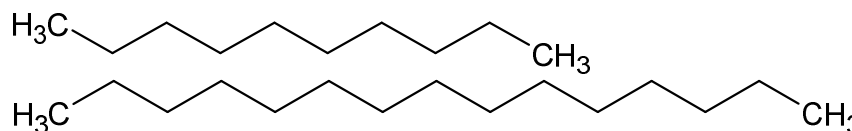
### ①包括的な名称について

炭素数等が範囲で表現されている場合は、当該範囲に含まれる物質がすべて該当します。

例：アルカン（C=10～29） 2-10

⇒デカン

ペンタデカン



### ②構造が特定できない名称

公示された当時の情報が乏しく、構造の特定が困難または不可能な場合があります。

例：酸化ワックス、石油留分～、etc

## 既存化学物質における名称の注意点

- ③名称中の表現や誤字脱字等  
半世紀前に作成されたため、表現が古い名称や、精度の低い名称が含まれています。

### 古い表現が混在

「フェニル」が「フェニル」であることもあれば

5-275  
2 - (4 - アミノ**フェニル**) - 6 - メチルベンゾチアゾール

5-3437  
2 - (4' - アミノ**フェニル**) - 6 - メチルベンゾチアゾール

今は使わない慣用名が採用されている場合も

バーサチック酸、クロトン酸etc.

### 誤字・脱字等のミスがある

最近注目されている「**PFAS**」にも公示名称に誤字がある

2-2659 パーフルオロアルキル**カンボン**酸 (C = 7 ~ 13)

正しくは「**カルボン酸**」

脱字があって、本来の名称が不明なものもある

3-2211  
N - メチルカルバミン酸 - 2 - **ルキル** (C = 3 ~ 4) フェニル**ア**

# 既存化学物質における名称の注意点

## ④IUPAC命名規則以外のルールが存在する

- ・ 6類・7類前書き
- ・ 運用通知

3263	ビダメント プラック-22
3264	ビダメント プラック-23
3265	ビダメント プラック-25
3266	ビダメント プラック-26
3267	ビダメント プラック-1
3268	ビダメント プラック-7
3269	カラー インデックス-70396
3230	アムエー3 (AI)
(6)	有機重合系高分子化合物
この分類における化学物質の名称中「アルキル」、「アルケニル」、「アルキロール」、「アルカン」、「アルキレン」又は「アルコキシ」とは、それぞれ炭素鎖部分に1~18個の炭素原子を有するアルキル、アルケニル、アルキロール、アルカン、アルキレン又はアルコキシをいうものとする。	
整理番号	化学物質の名称
1	ポリエチレン
2	ポリエチレン部分重合体
3	エチレン塩素化合物
4	エチレン・プロピレン共重合体
5	エチレン・スチレン共重合体
6	エチレン・酢酸ビニル共重合体
7	エチレン・酢酸ビニル共重合体のカルボキシル化合物
8	エチレン・酢酸ビニル共重合体の塩素化合物
9	エチレン・酢酸ビニル共重合体のヒドロキシル化合物
10	エチレン・プロピレン共重合体
11	エチレン・プロピレン共重合体の塩素化合物
12	エチレン・ブタジエン共重合体の酸塩基性化合物
13	エチレン・ブタジエン共重合体の(無水)トリオキサラン誘導体
14	ポリエチレンの加水ニメチル-2, 6-ビス(2-メチルプロピル)ヘプタ-4-エトキシヒドロフルオリド
15	エチレン・メタクリル共重合体
16	エチレン・ビニルアルコール共重合体
17	エチレン・ブタン共重合体
18	エチレン・アクリル酸アルキルエステル共重合体
20	エチレン・アクリル酸アルキルエステル共重合体

ビダメント プラック-1	
ビダメント プラック-7	
カラー インデックス-78396	
アムエー3 (AI)	
(6)	有機重合系高分子化合物
この分類における化学物質の名称中「アルキル」、「アルケニル」、「アルキロール」、「アルカン」、「アルキレン」又は「アルコキシ」とは、それぞれ炭素鎖部分に1~18個の炭素原子を有するアルキル、アルケニル、アルキロール、アルカン、アルキレン又はアルコキシをいうものとする。	
整理番号	化学物質の名称
1	ポリエチレン
2	ポリエチレン部分重合体
3	エチレン塩素化合物

6-19  
エチレン・アクリル酸アルキルエステル共重合物

「アクリル酸アルキルエステル」部分の「アルキル」の炭素数は 1~18

6類前書き  
[https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile\\_list.action?pk=32788&ppk=528&kinou=340&type=ja](https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile_list.action?pk=32788&ppk=528&kinou=340&type=ja)

1083	[ブタジエン・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) ベンゼンビニル・アルケン (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリレート、N-アルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリルアミド又はアクリロニトリル共重合体]・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルケニル (C <sub>2-18</sub> ) モノ (又はジ) カルボン酸重合体	わされる差を、「ポリオキシプロピレン」とは式(CH(CH <sub>2</sub> )CH <sub>2</sub> O) <sub>n</sub> (nは1から100までの正数とする)によつて表わされる差をいうものとする。ただし、個々の化学物質の名称において特に規定している場合は、この限りでない。	アミン)に用いられている場合は、この限りでない。 ニ 「脂肪族アミン」とは、エチレンジアミン、ジエチレントリアミン、アンモニア、ビス(アミノメチル)シクロヘキサノール、キシリレンジアミン又はアルキル(C <sub>2-18</sub> )アミンをいうものとする。
1084	[ブタジエン・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) ベンゼンビニル・アルケン (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリレート、N-アルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリルアミド又はアクリロニトリル共重合体]・動植物油又はその脂肪酸・アルキル(C <sub>2-18</sub> ) 又はアルケニル (C <sub>2-18</sub> ) モノ (又はジ) カルボン酸重合体の塩 (Li, Na, K)	2 整理番号750から886までに対応する化学物質の名称において使用する用語等は、次の例によるものとする。 イ 「イソシアネート単量体」とは、フェニルイソシアネート、トリレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、トリレンジイソシアネート、ナフトレンジイソシアネート、トリフェニルメタントリイソシアネート、トリス(フェニルイソシアネート)チオホスフェート、フェニレンジイソシアネート、ブチルイソシアネート、オクタデシルイソシアネート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアネート、リジレンジイソシアネート、キシリレンジイソシアネート、ビス(イソシアナトメチル)シクロヘキサノール、ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート、イソプロピルデンピス(シクロヘキシルイソシアネート)、イソホロンジイソシアネート、3-(2'-イソシアナトシクロヘキシル)プロピルイソシアネート、シクロヘキシルイソシアネート、ジアニンジイソシアネート、ジフェニルエーテルジイソシアネート若しくはトリエチレンジイソシアネート又はこれらの混合物をいうものとする。	ホ 「脂環族アミン」とは、シクロヘキシルジアミン、イソホロンジアミン、イソプロピルデンピス(アミノシクロヘキサン)、メチレンビス(アミノシクロヘキサン)、ジアルキル(C <sub>2-18</sub> )シクロヘキシルアミン又はモノアルキル(C <sub>2-18</sub> )シクロヘキシルアミンをいうものとする。
1085	[ブタジエン・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) ベンゼンビニル・アルケン (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリレート、N-アルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリルアミド又はアクリロニトリル共重合体]・動植物油又はその脂肪酸・アルキル(C <sub>2-18</sub> ) 又はアルケニル (C <sub>2-18</sub> ) モノ (又はジ) カルボン酸重合体	ロ 「有機イソシアネート」とは、イに規定するイソシアネート単量体及び整理番号871から886までに対応する化学物質を包含する概念とするものとする。	ヘ 「複素環アミン」とは、モルホリン、ピペラジン、ピペリジン、アルキル(C <sub>2-18</sub> )モルホリン、アルキル(C <sub>2-18</sub> )ピペラジン又はアルキル(C <sub>2-18</sub> )ピペリジンをいうものとする。
1086	[ブタジエン・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) ベンゼンビニル・アルケン (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリレート、N-アルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリルアミド又はアクリロニトリル共重合体]・アルキル又はアルケニル (C <sub>2-18</sub> ) モノ (又はジ) カルボン酸・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) 動植物油又はその脂肪酸・ベンゼン(又はトリ)カルボン酸・ビスフェノールAとエポキシプロピルエーテル共重合体	ハ 「脂肪族」、「脂環族」又は「芳香族」の用語が使用されている化学物質については、当該用語の前後に示された官能基、炭素及び水素のみを含有するものをいうものとする。ただし、これらの用語が、「脂肪族アミン」、「脂環族アミン」又は「芳香族アミン」に用いられている場合は、この限りでない。	ト 「芳香族アミン」とは、アニリン、ポリメチレンポリアミン、アミノエチル、ポリメチレンポリアミン、ジフェニルエーテル、ジアルキルジフェニルアミン(C <sub>2-18</sub> )エステルジアミン、ジフェニルエーテル、フェニレンジアミン、ポリクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、3, 3'-ジカルボキシ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、テトラ-4'-ジアミノジフェニルメタン又は3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンをいうものとする。
1087	[ブタジエン・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) ベンゼンビニル・アルケン (C <sub>2-18</sub> ) 又はアルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリレート、N-アルキル (C <sub>2-18</sub> )(メタ) アクリルアミド又はアクリロニトリル共重合体]・アルキル又はアルケニル (C <sub>2-18</sub> ) モノ (又はジ) カルボン酸・アルキル (C <sub>2-18</sub> ) 動植物油又はその脂肪酸・ベンゼン(又はトリ)カルボン酸・ビスフェノールAとエポキシプロピルエーテル共重合体	ニ 「有機イソシアネート」とは、イに規定するイソシアネート単量体及び整理番号871から886までに対応する化学物質を包含する概念とするものとする。	チ 「有機アミン」とは、ニに規定する脂肪族アミン、ホに規定する脂環族アミン、ヘに規定する複素環アミン及びトに規定する芳香族アミンを総称するものとする。
(7)	有機重合系高分子化合物	ロ 「有機イソシアネート」とは、イに規定するイソシアネート単量体及び整理番号871から886までに対応する化学物質を包含する概念とするものとする。	リ 「ウレタン樹脂」とは、イに規定する有機イソシアネート若しくは次のヌに規定するウレタンプレポリマー又はこれらの両者とこの既存化学物質名簿に記載された活性水素含有化合物(水及びアルキル(C <sub>2-18</sub> )チオールを含む)から得られたウレタン基、ウレア基、ビュレット基、アロファネート基、アミド基、カルボジイミド基、イソシアヌレート環、ヒダントイソソル、オキサゾリドン環若しくはイミダゾリオン環又はこれらの組み合わせを含む樹脂状高分子化合物をいうものとし、「ウレタン樹脂」の次の

7類前書き  
[https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile\\_list.action?tpk=32787&ppk=528&kinou=340&type=ja](https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/tempfile_list.action?tpk=32787&ppk=528&kinou=340&type=ja)

# 官報整理番号が付与されているかどうかの確認

化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）にて、  
官報整理番号を検索することができます。

The screenshot displays the NITE-CHRIP search interface. At the top, the header includes the NITE-CHRIP logo and navigation links. The main content area is titled "検索条件入力" (Search Condition Input) and contains several search options: "番号で検索" (Search by Number), "名称で検索" (Search by Name), and "分子式で検索" (Search by Molecular Formula). Each option has a corresponding input field and a dropdown menu for search criteria. Below the search options, there are settings for "表示設定" (Display Settings), including "中間検索結果表示" (Intermediate Search Results Display) and "検索結果表示画面" (Search Results Display Screen). At the bottom, there are buttons for "検索実行" (Execute Search) and "検索条件クリア" (Clear Search Conditions). A section titled "<カテゴリーによる絞り込み>" (Filtering by Category) provides options to refine the search results by category, such as "一般情報" (General Information), "国内法規制情報" (Domestic Regulatory Information), "外国法規制情報" (Foreign Regulatory Information), "有害性・リスク評価情報" (Toxicity/Risk Assessment Information), and "試験結果・試験報告書" (Test Results/Test Reports).

## 化審法番号の調査方法

検索には、CAS登録番号（CAS RN）、化学物質名称等の情報が必要になります。

① CAS RN等の情報がある場合、その番号で検索します。

②CAS RN等が不明な場合、またはCAS RN検索で化審法官報整理番号が表示されない場合、化学物質の名称等で検索します。

①、②で化審法官報整理番号が確認できる場合は、既存化学物質又は新規公示済みの化学物質となりますが、確認できない場合は新規化学物質の可能性が高いということになります。

## 名称で化審法番号を調査する際のポイント

- 名称に含まれると考えられるキーワード（官能基等）をいくつかスペースで区切って入力し、「部分一致」で検索することもできます。なお、日本語の表記方法が複数あり得る場合はそれぞれの単語での検索が必要となります。「部分一致」で検索する場合は、幅広くヒットするように入力し、NITE-CHRIPの中間検索画面から絞っていく方法が探しやすいと思われます。
- 「拡張検索」のタブをクリックすると、ワイルドカード（\*, ?）を用いた検索が可能です。また、「いずれかの名称を含む」「いずれの名称も含めない」検索ができますので、より詳細な検索が可能です。
- 「カテゴリーによる絞り込み」の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」の欄にチェックを入れると、化審法情報を有する物質に限定して検索することができます。
- エチル、メチルなどの炭化水素基については、「アルキル」という包括した名称を用いて登録されている可能性もあります。
- 高分子化合物は構成する単量体と重合方法により命名されている可能性もあります。まずは原料名でお調べください。

※詳細はNITE-CHRIPのFAQをご確認ください。  
[https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn\\_faq.html#n1-1](https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html#n1-1)

## 化審法情報を検索してみよう

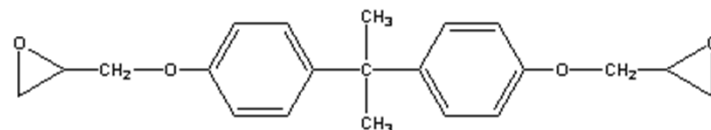
(参考) 化審法対象物質とCAS RN (CAS RN) の関係

ビスフェノールA型エポキシ樹脂の一量体

CAS RNで検索できます

CAS RN 1675-54-3

2,2'-[(1-methylethylidene)bis(4,1-phenyleneoxymethylene)]bisoxirane



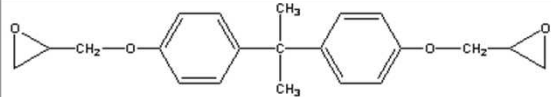
化審法番号 4-209 : ビスフェノールA ジグリシジルエーテル

化審法番号 7-1279 : ポリ (ビスフェノールA - 2 - ヒドロキシプロピルエーテル)

化審法番号 7-1283 : 2, 2 - ビス (4 - ヒドロキシフェニル) プロパンのエピクロルヒドリン又は2 - メチルエピクロルヒドリンによるジグリシジルエーテル化変性物

# CHRIP検索結果画面における化審法情報の表示例

CHRIPにおける、  
前ページの物質の  
表示例

一般情報 データの説明	
CHRIP_ID	C004-674-18A
日本語名	2, 2-ビス [4-(オキシラン-2-イルメトキシ)フェニル]プロパン
英語名	2,2-bis[4-(oxiran-2-ylmethoxy)phenyl]propane
分子式	C <sub>21</sub> H <sub>24</sub> O <sub>4</sub>
分子量	340.42
SMILES	CC(C)(C1=CC=C(C=C1)OCC2CO2)C3=CC=C(C=C3)OCC4CO4
構造式	
CAS RN 1675-54-3	

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	
化審法：優先評価化学物質 データの説明 輸入通関手続き（経産省サイト） 製造数量等の届出（経産省サイト）	
通し番号	87
官報公示日	2011/04/01
化審法官報整理番号	7-1279, 7-1283
官報公示名称	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）
指定の根拠	人健康影響
備考	-
詳細情報	<a href="#">J-CHECK△</a>
化審法：既存化学物質 データの説明 第6類の用語の定義【PDF: 3.9KB】 第7類の用語の定義【PDF: 7.7KB】 輸入通関手続き（経産省サイト） 製造数量等の届出（経産省サイト）	
化審法官報整理番号	7-1279
官報公示名称	ポリ（ビスフェノールA-2-ヒドロキシプロピルエーテル）
備考	-
詳細情報	<a href="#">J-CHECK△</a>
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示された化学物質
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	<a href="#">職場のあんぜんサイト△</a>
化審法官報整理番号	4-209
官報公示名称	ビスフェノールA ジグリシジルエーテル
備考	-
詳細情報	<a href="#">J-CHECK△</a>
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示された化学物質
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	<a href="#">職場のあんぜんサイト△</a>
化審法官報整理番号	7-1283
官報公示名称	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパンのエピクロルヒドリン又は2-メチルエピクロルヒドリンによるジグリシジルエーテル化変性物
備考	-



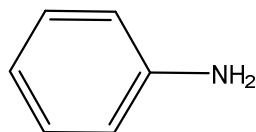
## 化審法情報を検索してみよう

### (参考) 化審法対象物質とCAS RN (CAS RN) の関係

(詳細はNITE-CHRIPマニュアルを参照)

(1) CAS RNの物質が化審法番号 (MITI番号) の示す物質と完全に一致する組合せ

CAS RN = MITI番号



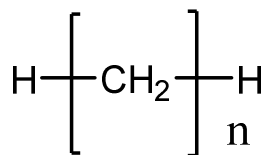
CAS RNで検索できます

CAS RN 62-53-3 Benzenamine

MITI番号 3-105 アニリン

(2) CAS RNの物質が化審法番号 (MITI番号) の示す物質に包含される組合せ

CAS RN MITI番号



CAS RNで検索できます

CAS: n = 12, 直鎖  
化審法: n = 10-29

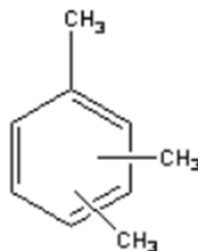
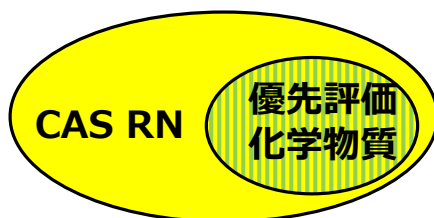
CAS RN 112-40-3 Dodecane

MITI番号 2-10 アルカン(C10-29)

## 化審法情報を検索してみよう

### (参考) 化審法対象物質とCAS RN (CAS RN) との関係

(3) CAS RNの物質が化審法対象の物質と一定の条件を満たした場合に一致する組合せ



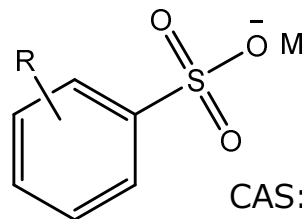
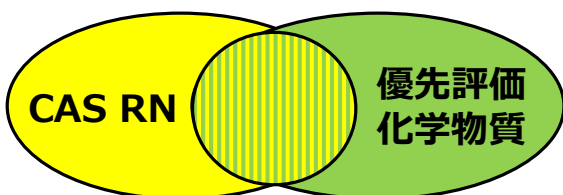
当組合せは「条件」を記載の上で掲載を開始しました

CAS: 置換基の位置を限定しない  
化審法: 置換基の位置を限定する

CAS RN 25551-13-7 Trimethylbenzene

優先通し番号201 1,3,5-トリメチルベンゼン

条件: CAS RNの物質の置換基の位置が当該化審法公示名称の規定する置換基の位置に合致すること。



当組合せは「条件」を記載の上で掲載を開始しました

CAS: R=Alkyl(C=10-13), M=Na

化審法: R=Alkyl(C=10-14, 直鎖), M=Na

CAS RN 90194-45-9 Benzenesulfonic acid, mono-C10-13-alkyl derivs., sodium salts

優先通し番号140 アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。)

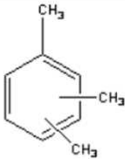
条件: CAS RNの物質の炭素鎖が直鎖アルカンの基であること。

必ず「条件」を確認してください!

# 化審法情報を検索してみよう

CHRIPにおける、前ページの（3）の表示例

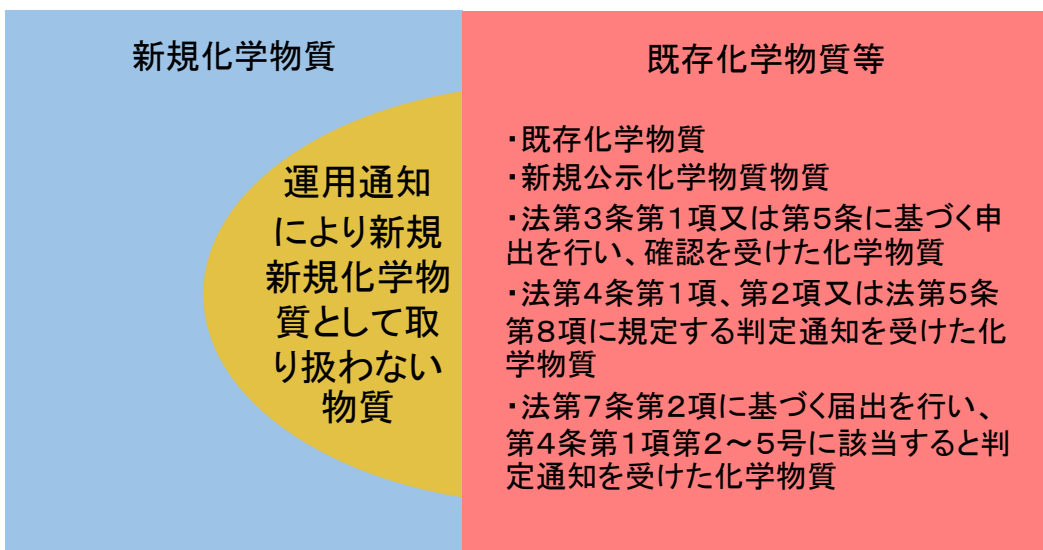
「条件」の記載例

一般情報			
一般情報			
一般情報 データの説明			
CHRIP_ID	C004-782-55A	CAS RN	25551-13-7
日本語名	トリメチルベンゼン		
英語名	Benzene, trimethyl-		
分子式	C9H12		
分子量	120		
SMILES	-		
構造式			
+ 別名			
+ 日化辞			
+ 用途			
国内法規制情報			
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）			
化審法：優先評価化学物質 データの説明 輸入通関手続き（経産省サイト） 製造数量等の届出（経産省サイト）			
通し番号	201	指定日	2016/0
化審法官報整理番号	3-7, 3-3427		
官報公示名称	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		
指定の根拠	人健康影響		
備考	CAS RNの物質の置換基の位置が当該化審法公示名称の規定する置換基の位置に合致すること。		
詳細情報	<a href="#">J-CHECK</a>		

このCAS RNが優先評価化学物質に該当する場合の条件

# 運用通知により新規化学物質として取り扱わない物質

化審法新規化学物質と既存化学物質等の関係



その物質自体が化審法番号を持たない新規化学物質について、運用通知\*の規定を適用することで**新規化学物質として取り扱わない**場合がある。

\*化審法運用通知

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/laws\\_h30120351\\_0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf)

## 運用通知における既存化学物質等とは

- ①法第2条第6項各号に規定する化学物質（既存化学物質、新規公示物質など）
- ②法第3条第1項又は第5条に基づく申出を行い、確認を受けた化学物質
  - ・法第3条第1項第5号（少量新規）
  - ・法第3条第1項第6号（低懸念高分子）
  - ・法第5条第4項（低生産量）
- ③法第4条第1項、第2項又は法第5条第8項に規定する判定通知を受けた化学物質（通常新規届出又は継続審査申出）
- ④法第7条第2項に基づく届出を行い、第4条第1項第2～5号に該当すると判定通知を受けた化学物質（当該判定通知を受けた者から輸入する場合に限る）（外国における製造者または輸出者による届出）

## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの①

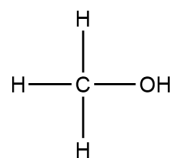
### 運用通知 2 - 1 (1) ① 混合物

混合物を構成する全ての化合物が既存化学物質等である場合については、混合物は新規化学物質として取り扱わない。

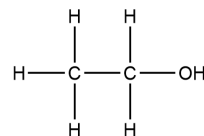
(参考) 分離することが可能な混合物については、原則としてそれぞれ別の化学物質と区分する。

例：メタノールとエタノールの混合物

・メタノール 2-201



・エタノール 2-202



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの②

### 運用通知 2 - 1 (1) ② 不純物

1 重量%未満の不純物は、当該化合物は新規化学物質としては取り扱わない。

- ・ 化学物質に含まれる不純物の数に制限はない。
- ・ ただし、製法による名称を付した化学物質については、その製法から得られる化合物は不純物とはみなさない場合がある。

不純物とは化学反応を起こさせて得た目的とする化合物以外の「未反応原料」「反応触媒」「指示薬」「副生成物（意図しない生成物）」等をいう。

例：AとBの反応生成物

（新規化学物質である原料Aが一部未反応原料として残存してしまう場合）

未反応原料Aが 1 重量%未満であれば、Aは新規化学物質として取り扱わない。

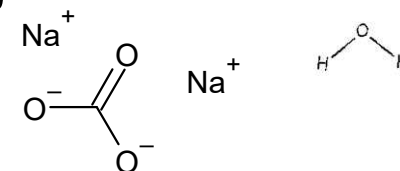
## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの③

運用通知 2 - 1 (1) ③ 分子間化合物、包接化合物、水和物

これらを構成している個々の化学物質がすべて既存化学物質等である場合は、新規化学物質として取り扱わないものとする。

例：炭酸ナトリウム 一水和物

炭酸ナトリウム 1-164



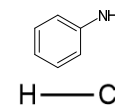
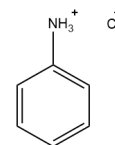
運用通知 2 - 1 (1) ④ 有機化合物の付加塩

付加塩（金属塩を除く）を構成する酸及び塩基が既存化学物質等である場合、その塩は新規化学物質とはしない

例：アニリン塩酸塩

アニリン 3-105

塩化水素 1-215





## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの④

### 運用通知 2 - 1 (1) ⑤ オニウム塩

オニウム塩であって、その対イオンが既存化学物質等の構成部分となっている場合又はオニウム塩を構成する酸及び塩基が既存化学物質等である場合、当該オニウム塩は新規化学物質とはしない。

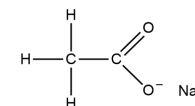
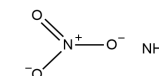
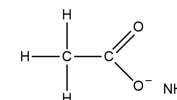
例：酢酸アンモニウム

硝酸アンモニウム 1-395

(アンモニウムイオンが含まれている)

酢酸ナトリウム 2-692

(酢酸イオンが含まれている)

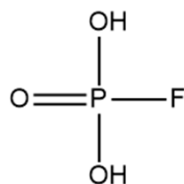


## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑤

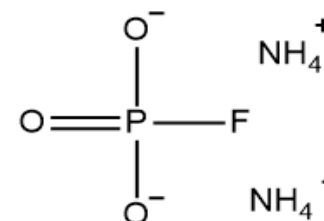
運用通知 2 - 1 (1) ⑥ オニウム塩の構成成分となっている酸又は塩基

酸又は塩基であって、酸にあってはアニオン、塩基にあってはカチオンが既存化学物質等である付加塩（金属塩を除く。）又はオニウム塩の構成部分となっている場合、当該酸又は塩基を新規化学物質として取り扱わないものとする。

例：フルオロリン酸



フルオロリン酸アンモニウム 1-312  
(フルオロリン酸イオンが含まれている)



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑥

### 運用通知 2 - 1 (2) ① 無機化合物①

複塩（酸性塩及び塩基性塩を含む。）であって、それを構成している各塩（酸性塩の場合は酸を、塩基性塩の場合は塩基を含む。）が既存化学物質等である場合、当該複塩を新規化学物質として取り扱わない。

例：ミョウバン（硫酸アルミニウムカリウム）

硫酸アルミニウム 1-25

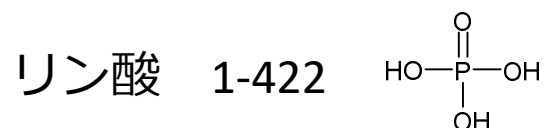
硫酸カリウム 1-454

## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑦

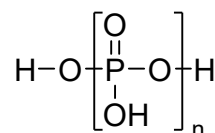
### 運用通知 2 - 1 (2) ① 無機化合物②

無機高分子化合物については、それを構成している単量体が既存化学物質等である場合、当該化合物を新規化学物質として取り扱わない。

例：リン酸とポリリン酸



ポリリン酸



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑧

### 運用通知 2 - 1 (2) ② 有機低分子化合物

混合金属塩を構成している個々の金属塩が既存化学物質等であれば、当該混合金属塩を新規化学物質として取り扱わない。

例：エチレンジアミン四酢酸モノナトリウム塩の鉄（Ⅲ）塩

エチレンジアミン四酢酸塩 (Na, Al, K, Ca, Mg) 2-1265

エチレンジアミン四酢酸塩 (Fe, Cu, Zn, Sn, Co, Ni, Mn, Cr) 2-1266

## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑨

運用通知 2 - 1 (2) ③イ 有機高分子化合物に関するもの

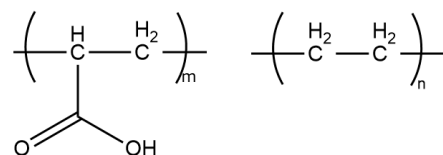
○高分子の重合度による区分

原則として重合度による区分は行わない。

ただし、公示並びに指定名称に但し書きが付されている場合にはそれに従う。

例：エチレン・アクリル酸共重合物 6-64

繰り返し数による区別は行わない



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑩

### 運用通知 2 - 1 (2) ③□ 有機高分子化合物に関するもの

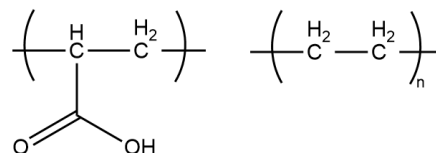
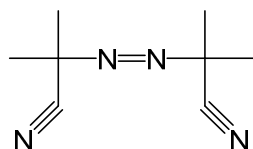
#### ○重量割合が1%未満の開始剤及び連鎖移動剤

高分子中における開始剤又は連鎖移動剤の重量割合が1%未満の場合には開始剤、連鎖移動剤が入っていない公示名称の物質と同じものとして取り扱う。

言い換えると開始剤、連鎖移動剤の重量割合が1%以上の場合には、それが含まれる公示名称が原則必要。(ただし、スライド42に該当する場合は別)

例：アゾビスイソブチロニトリルを開始剤とするエチレン・アクリル酸共重合体 6-64

アゾビスイソブチロニトリルの重量割合が1%未満である場合は、エチレン・アクリル酸共重合体 6-64と同じものとして取り扱う。



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑪

運用通知 2-1 (2) ③ハ 有機高分子化合物に関するもの

### ○ブロック重合物

ブロック重合物を構成する単位重合物（分子量分布を有するものに限る。）がすべて既存化学物質等である場合、当該ブロック重合物を新規化学物質として取り扱わないものとする。

例：ポリエチレン（A）とポリメタクリル酸エチル（B）を単位重合物とするブロック重合物



ポリエチレン 6-1

ポリメタクリル酸エチル 6-524



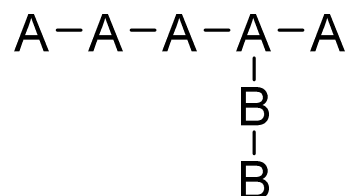
## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑫

運用通知 2-1 (2) ③二 有機高分子化合物に関するもの

### ○グラフト重合物

グラフト重合物を構成する幹ポリマー及び枝ポリマーがすべて既存化学物質等である場合、当該グラフト重合物を新規化学物質として取り扱わない。

例：ポリエチレン (A) とポリメタクリル酸エチル (B) を単位重合物とするグラフト重合物



## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑬

運用通知 2 - 1 (2) ③ホ 有機高分子化合物に関するもの

- 2種類以上の単量体等（単量体、開始剤、連鎖移動剤又は分子量分布を有する重合体）から得られる有機高分子の取り扱い  
以下のケースは新規化学物質として取り扱わないものとする。  
合計 99 重量% を超える単量体等から構成される有機高分子化合物が既存化学物質等（少量新規又は低懸念高分子の確認を受けた物質は除く）である場合

例：エチレン・アクリル酸・C共重合体

エチレン (A) とアクリル酸 (B) の重量割合の合計が99%を超えている場合は、エチレン・アクリル酸共重合体 (6-64) が既存化学物質であるので、新規化学物質としては取り扱わない。



類似（合計 98 重量% を超える単量体等から構成される有機高分子化合物）のルール等については、説明を割愛させていただきます。

## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑭

### 運用通知 2 - 1 (2) ③へ 有機高分子化合物に関するもの

#### ○90%ルール①

2種類以上の単量体等から得られる有機高分子化合物については、その重量割合の合計が90%を超える単量体等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等であって、残り10%未満の重量割合を占める単量体等が以下の(i)～(vi)の全てに該当する場合は、新規化学物質として取り扱わないものとする。

(i) 各単量体等が既存化学物質等の場合、その含有割合が2重量%未満(既存化学物質等に該当しない化学物質の場合は1重量%未満)であること。(ただし、別の単量体等であっても、反応により有機高分子化合物中の化学構造が同じとなる物質の場合、同じ単量体等として取り扱うものとする。)

(ii) 第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質並びに構造の一部に第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の構造を有する化学物質ではないこと。

(iii) ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属を含まないこと。

(iv) 有機高分子化合物の基本骨格部分に陽イオン性を生じさせないこと。

(v) ヒ素又はセレンを含まないこと。

(vi) 有機高分子化合物の化学構造中に炭素間二重結合、炭素間三重結合、炭素窒素間二重結合、炭素窒素間三重結合、アジリジル基、アミノ基、エポキシ基、スルホン酸基、ヒドラジノ基、フェノール性水酸基又はフルオロ基を生じさせないこと。

例：AとBとCとDとEとFとGの共重合物において、AとBの重量割合の合計が90%を超えており、AとBの共重合物が既存化学物質等(法第3条第1項第5号の確認を受けた化学物質を除く。)である場合であって、CとDとEとFとGが(i)～(vi)の全てに該当する場合は、当該AとBとCとDとEとFとGの共重合物は新規化学物質として取り扱わない。)

## 運用により新規化学物質として取り扱わないもの⑮

### 運用通知 2 - 1 (2) ③ト 有機高分子化合物に関するもの

#### ○90%ルール②

2種類以上の単量体等から得られ、数平均分子量が10,000以上である有機高分子化合物については、その重量割合の合計が90%を超える単量体等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等（法第3条第1項第5号の確認を受けた化学物質を除く。）であって、残り10%未満の重量割合を占める単量体等がへ項の（i）～（v）の全てに該当する場合は、新規化学物質として取り扱わないものとする。

例：数平均分子量が10,000以上であるAとBとCとDとEとFとGの共重合物において、AとBの重量割合の合計が90%を超えており、AとBの共重合物が既存化学物質等（法第3条第1項第5号の確認を受けた化学物質を除く。）である場合であって、CとDとEとFとGが（i）～（v）の全てに該当する場合は、当該AとBとCとDとEとFとGの共重合物は新規化学物質として取り扱わない。）

## 取り扱っている物質が化審法で公示済みか分からないときは

- ・ 該当すると検討している化審法の官報整理番号
- ・ 取り扱っている化学物質の名称及び構造式等
- ・ 該当しているかどうかの判断ができないポイント（不明点）

を添えて

NITE化審法連絡システムにご相談ください

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

<お願い>

NITEでは化審法官報整理番号等の検索の代行業務は行っておりません。  
ご不明の点がある場合は、上記の3点を添えてご質問ください

## 参考

化審法

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/laws\\_r02040110\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_r02040110_1.pdf)

簡易化審法判定フロー

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/flow.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/flow.html)

運用通知

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/laws\\_h30120351\\_0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf)

輸入通関手続き

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/todoke/import/tsukan\\_190701.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/import/tsukan_190701.pdf)

NITE-CHRIP

[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

ご清聴ありがとうございました。